

キ 搬出支援、要領別紙1の第2の1の間伐及び更新伐以外であって、ア、イ及びウに該当しない箇所、同一の交付申請者が同一の時期に申請した事業のうち、事業種毎に無作為に抽出した10%以上の箇所（調査調書の件数×10%以上）
ク ライフライン等保全対策については、書面による調査とする。ただし、書面（写真等）により確認ができない場合は、現地調査を実施する。

(3) 第6条の3に基づき再調査の依頼があったもの。ただし、再調査の内容に応じて書面による調査とすることができる。

2 事前調査に係る現地調査

(1) 第4条の2に規定する事前調査に係る現地調査は、前項の規定に準じて実施するものとする。

(2) 事前調査に係る現地調査を実施した箇所については、申請書受理後の現地調査を第4条の2に規定する調査結果をもって省略することができる。

(3) 事前調査依頼があった箇所で、前項(2)のキにより現地調査を省略した箇所については、申請書受理後の現地調査抽出対象から除外することができるものとする。

3 無作為抽出の方法等

1のエ及びキの場合において、現地調査箇所を無作為抽出する方法は林務課職員以外の者（以下「抽出者」という。）が乱数表を用いて抽出するものとし、抽出者は当該乱数表に職名及び氏名を記入し押印するものとする。また、第5条の3に規定する復命書に当該乱数表を添付する。

4 その他

不適正な申請等が判明した場合は、当該申請者に対し1の(2)にかかわらず局長が必要と認める期間において全箇所調査を実施する。

第15条 現地調査の記録等

1 調査実施の有無

現地調査の実施（事前調査を含む。）又は省略について、調査調書に記載する。

2 調査写真

現地調査を実施した調査調書ごとに、調査員又は副調査員及び立会人並びに現地調査実施状況（測量成果の照合状況、植栽木や伐採木の確認、枝打ち幅の確認、作業道の起点終点の確認等）の写真を撮影する。写真の撮影にあたっては事業名、調査年月日、調査箇所、事業種類等を記載した小黒板等を含めてGPS機能付きカメラで撮影し、調査調書に添付する。また写真データは5年間保存することとする。

3 調査記録

第13条に定める記載した事項のほか、以下について調査調書又は申請書に添付された施業図等に朱書き等で記入するか、現地調査時に記録したGPSデータ等により整理する。

(1) 調査員が現地踏査した経路

(2) 検測した線又は検測点

(3) 第17条の1に規定する標準地の位置

第16条 施行地の位置等の確認

1 施行地の位置

施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、GPS等で照合・確認する。

2 施行地の境界

(1) 測点は施行地の変化点に設置し、原則として、外側の樹木の樹幹から1mの範囲

内とする。

- (2) 伐採作業等の補助対象区域は、当該作業と一体として取扱う樹木を包含する森林の区域とする。

3 除地の範囲

- (1) 道路敷（既設森林作業道（間伐及び更新伐と一体的に開設したものは除く。）を含む。）、岩石地、崩壊地、植栽不可能地等で、1箇所の面積が0.01ha以上であるものは除地とし、交付申請面積から当該面積を差し引くものとする。
- (2) 現地調査時に除地が明らかとなった場合は、測量を行う若しくは申請者に測量を命じるものとする。なお、申請者による測量が1週間以内に終わるものは、不適合とせず再調査するものとする。

4 申請面積の照合

- (1) 施行地毎に2箇所以上の測線長、方位角、高低角を実測し、申請書の実測図及び実測野帳と照合する。
- (2) GPSによる測量にあつては、その成果を測線長、方位角のデータに変換し、(1)と同様の照合を行う。
- (3) 照合の結果、距離が100分の5、方位角・高低角が2度（高低角について、水平距離に換算して100分の5を超える誤差でない場合はこの限りでない。）を超える誤差が生じた場合は、調査員は交付申請者に再測量を命じるとともに、当該申請単位内の総施行地数の10%以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し測量成果の照合を実施する。
- (4) (3)の再測量が1週間以内に終わるものは、不適合とせず再調査するものとする。
- (5) 要領別紙1の第5の3の(1)のイの(ア)に規定する既存図面を利用した場合であつては、申請面積の照合を省略できるものとする。

5 管理プロットの確認

申請者が設置した管理プロットが施行地内の標準とみなされる任意の場所に設置されているか抽出で確認を行う。標準的な場所と認められる場合は第17条の標準地に替える（2箇所目以降に限る。）ことができる。

第17条 標準地による実施率等の確認

1 標準地

(1) 標準地の設定方法等

申請内容及び現地踏査により施行地内の標準とみなされる任意の場所に標準地を設定し、当該標準地内の実施率等を検測する。

(2) 標準地の面積

標準地の面積は、原則として面積100㎡以上の正方形又は円形を基準とするが、施業方法及び現地の地形等に応じて適宜変更することができる。

(3) 標準地の設定箇所数

標準地の設定箇所数は、実行内訳書兼付表に記載の面積により、原則として次のとおりとするが、同一施行地内において植栽等の樹種・本数等や育成木の成立本数・伐採本数等が明らかに異なる場合は、当該区分ごとに設定するものとする。

ア 0.1ha以上5.0ha未満の場合は、1箇所以上

イ 5.0ha以上10.0ha未満の場合は、2箇所以上

ウ 10.0ha以上の場合は、3箇所以上

2 人工造林、樹下植栽等

(1) 植栽本数等の確認

植栽本数及び樹種は以下のいずれかの方法により確認する。ただし、適用標準

単価の異なる2樹種以上が植栽されている場合又は成立している場合は、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

① 1の標準地内において確認する。

② 施行地内の適宜の植列において、植栽木11本の間の延長（水平距離）及びその植栽列に直角の方向に11列の間の延長（水平距離）を実測し、苗間列間距離の平均値を求め、植栽本数を算出する。

(2) 枯損率等

(1)により調査した内の枯損苗の本数を確認し、枯損率（枯損本数÷植栽本数）が20%を超えるものは、適合と認めないものとする。ただし、集団的に枯損しているため枯損率が20%以上となる施行地であっては、その集団枯損の部分の面積を申請から除外して、活着部分についてのみ適合と認めることができるものとする。

(3) 地拵え

地拵え（前生樹の伐倒・除去等を含む。）の状況が、その後の植栽作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかを確認する。

(4) 天然更新補助作業

ア 地表かき起こしは、種子の確実な定着と発芽を促し、稚樹が良好に生育できる環境を整備するため、林床植物の除去、地表の堆積物をかく拌しているか確認する。

イ 不用萌芽除去は、根株から萌芽した余分な萌芽枝を除去し、残した萌芽枝の成長を阻害する草本植物等を刈り払っていることを確認する。

ウ 不用木除去は、天然林において、育成しようとする樹木（主林木）の生長を阻害する不用木等を除去していることを確認する。

(5) 雪起こし及び倒木起こし

雪起こし及び倒木起こしの本数は、1の標準地により雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を把握する。補助対象面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。また、被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、施業班又は同一の施業が可能な区域を単位として把握する。

(6) 衛生伐

森林病虫害防除事業実施要領第2の7に準ずる。

3 2以外の森林整備

(1) 実施率等

第17条の1の標準地内において、育成木の成立本数・伐採本数等を検測し、実施率、伐採率等が実施要領に定める内容であることを確認する。

ただし、下刈については、施行区域内において雑草木の刈払が育成木の成育を促進するための適切な作業であることを確認する。

(2) 不良木の淘汰

著しい被圧木等は伐採本数に含めないものとする。

また、「玉切」及び「玉切・整理」を適用する場合は、施行地面積又は伐採本数の8割以上を実施していることを確認する。

4 育成複層林

上層木と下層木を区分して実施した施行地であって、面積を上層木と下層木の成立本数按分する場合は第17条の1の標準地内において、上層木と下層木の成立本数を確認する。

第18条 森林整備以外の確認

1 森林作業道整備

別に定める森林作業道作設指針及び長野県森林作業道作設マニュアルに基づいて開設又は改良が実施されているか確認を行う。

- (1) 調査は始点から終点までの状況を踏査により確認する。
- (2) 申請延長の概ね 300m に 1 ヶ所以上の点間距離及び幅員について実測する。
- (3) 横断の調査は以下のとおりとする。

ア 当初設計が標準単価方式による場合は申請延長の概ね 300m に 1 ヶ所以上の地山勾配を実測する。

イ 当初設計が標準横断面による場合は、標準断面における調査とする。

ウ ア及びイ以外の場合は、300m に 1 ヶ所以上、切取り、盛土の法勾配及び法長を調査する。

- (4) 実測の結果が距離 100 分の 5 を超える誤差、(3) のアの結果が標準単価区分が異なる誤差が生じた場合は、申請者に再測量を命じるものとする。
- (5) (4) の再測量が 1 週間以内に終わるものは、不適合とせず再調査するものとする。

2 付帯施設等整備等

付帯施設等整備等については、標準設計による仕様以上の効果を発揮できるかを次により確認する。

(1) 鳥獣害防止施設

ア 侵入防護柵

野生鳥獣の移動の制御等を達成できる構造であることを、実測図・構造図等に基づき、規格、構造、延長等を確認する。

イ 忌避剤

第 17 条の 1 の規定による標準地調査により ha 当たりの実施本数を確認し、基準本数 (3,000 本/ha) との比率をもって実施率 (実施本数÷3,000 本) を判定し、補助対象面積 (= 区域面積×実施率) を確認する。

ウ 剥皮防止対策

イに準じて補助対象面積を確認する。ただし、基準本数は ha 当たり 1,000 本とする。

エ その他の施設

標準単価の設定のない施設整備の場合は、実施要領に基づく事前協議の書類等に基づき、規格、構造、事業量等を確認する。

(2) その他の付帯施設整備等

実施要領に基づく事業計画、事前協議の書類等に基づき、規格、構造、事業量等を確認する。

附 則

- 1 この調査要領は、令和元年 6 月 20 日から適用する。
- 2 内部けん制機能確保のために、局長が現地調査を実施した施行地について、調査業務に直接関わらない本庁職員等の内部けん制機能が働く者による無作為抽出確認に努める。
- 3 事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対し、本庁職員が確認する。
- 4 調査員が再測量等を命じる場合は、原則として書面 (参考様式 1 号) によるものとする。
- 5 本要領により難しい事項については、林務部長の承認を受けるものとする。

(調査要領様式第1号)

信州の森林づくり事業事前調査依頼書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

交付申請者

下記のとおり、信州の森林づくり事業の現地作業が完了しましたが、下記の理由により補助金交付申請の前に現地調査をお願いします。

記

事業年度及び 申請回数(予定)	年度 回申請		
事業名			
事業実施箇所名	市町村名 大字 字 地番		
施業内容		実施面積	
事前調査を 依頼する理由			

※ 森林計画図、実測図、測量野帳、管理プロット調査結果表を添付すること。

(調査要領様式第2号)(第5条関係)

検 印

年 月 日

地域振興局長 様

調査員職氏名 印

信州の森林づくり事業調査調書兼復命書

調査の結果は下記のとおりです。

記

事業名					
市町村名					
事業主体名 (代表者、住所、氏名)					
着手年月日					
しゅん工年月日					
調査年月日及び場所					
施業種	件数 (件)	事業量 (ha) (m)	補助対象 事業費(円)	補助金額 (円)	備考
調査立会人					
調査所見					

注 1 搬出間伐の場合、備考欄に搬出量(m3)及び出荷先を記載すること。

調査の内容

1 出来高

事業主体	事業の内容 及び数量	事業費(円)	県補助金額 (円)	契約年月日 着工年月日 竣工年月日	備考
計					

2 会計経理

収入			支出		
年月日	費目又は 内容	金額(円)	年月日	費目又は 内容	金額(円)
計			計		

3 事業地ごとの調査調書
別紙 調査調書のとおり

注) 標準単価により補助金を算出する場合は1及び2の記載不要。

(調査要領様式第3号)(事後申請事業用)

検印

信州の森林づくり事業調査調書兼復命書

年 月 日

地域振興局長 様

調査員職氏名

調査の結果は下記のとおりです。

記

事業名		年度信州の森林づくり事業(森林環境保全整備事業・みんなで支える里山整備事業)(第 回申請)						
市町村名								
申請者		〇〇森林組合						
調査年月日		年 月 日 ~ 年 月 日						
調査場所								
申請者	事業区分	施業種	件数 (件)	事業量		補助対象 事業費(円)	補助金額 (円)	備考
				面積 (ha)	延長 (m)			
〇〇森林 組合	森林環境 保全直接 支援事業	間伐	1	15.00		3,100,000	2,170,000	
		保育間 伐	1	2.50		150,000	0	
	小計		2	17.50	0	3,250,000	2,170,000	
	公的森林 整備	間伐	1	5.30		1,000,000	700,000	
	被害森林 整備	間伐	1	2.00		300,000	210,000	
	小計		2	7.30	0	1,300,000	910,000	
合計			4	24.80	0	4,550,000	3,080,000	
調査所見				適当と認める				

各箇所の詳細については、別添「調査調書」および「交付明細書」のとおり

(調査要領様式第3号)(事後申請事業用)

検 印

信州の森林づくり事業調査調書兼復命書

年 月 日

地域振興局長 様

調査員職氏名

調査の結果は下記のとおりです。

記

事業名		年度信州の森林づくり事業(森林環境保全整備事業・みんなで支える里山整備事業)(第 回申請)						
市町村名								
申請者		〇〇森林組合、〇〇市						
調査年月日		年 月 日 ~ 年 月 日						
調査場所								
申請者	事業区分	施業種	件数 (件)	事業量		補助対象 事業費(円)	補助金額 (円)	備考
				面積 (ha)	延長 (m)			
〇〇森林 組合	森林環境 保全直接 支援事業	間伐	2	15.00		3,100,000	2,170,000	
		保育間 伐	1	2.50		150,000	105,000	
	小計	2	17.50	0	3,250,000	2,275,000		
〇〇市	森林環境 保全直接 公的森林 整備	間伐	1	5.30		1,000,000	700,000	
		間伐	2	2.00		300,000	210,000	
	小計	2	7.30	0	1,300,000	910,000		
合計			4	24.80	0	4,550,000	3,185,000	
調査所見								

各箇所の詳細については、別添「調査調書」および「交付明細書」のとおり

(調査要領様式第4号)

信州の森林づくり事業調査結果通知書

番 号
年 月 日

交付申請者 様

地域振興局長

年度信州の森林づくり事業の調査結果は、下記のとおりです。

記

事業名			
事業実施箇所名	市町村名 大字 字 地番		
申請年月日	年 月 日	調査年月日	年 月 日
調査結果			
不適合の理由			
手直し期間	年 月 日 まで		

(調査要領様式第5号)

信州の森林づくり事業再調査依頼書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

交付申請者

年 月 日付け 第 号で結果の通知がありました下記の申請について、手直しが完了したので再調査をお願いします。

記

事業名			
事業実施箇所名	市町村名 大字 字 地番		
調査年月日	年 月 日	手直し期間	年 月 日
手直し完了日	年 月 日		
手直し内容			

※ 信州の森林づくり事業調査結果通知書(写)を添付すること。

指 示 票

年 月 日

事業名	
箇所名	
指示者	
受領者	

指示事項

(記載例)

周囲測量の照査結果が、調査要領で規定された誤差の範囲を越えていたため、平成29年 月 日(1週間後)までに再測量を行なって下さい。

再調査は以下のとおりとします。再調査の際は測量図及び測量野帳を提出して下さい。

再調査日 平成29年 月 日